

■BarreWRX JAPAN 会員規約

第1章 総則

第1条 名称

本会は、BarreWRX JAPAN と称します（以下、「本会」といいます）。

第2条 運営・管理

本会は、独立の人格を有する組織ではなく、その運営・管理（会員資格の得喪変更、会費等の費用、会員規約の制定・改廃等の決定手続、決済業務等）は、株式会社リアルインターナショナル（以下、「弊社」といいます）の事業の一環として弊社が行い、東京都新宿区西新宿 6-15-1 セントラルパークタワー ラ・トゥール新宿 602 所在の弊社内に本会の事務局（以下、「事務局」といいます）を置くものとします。

第3条 目的

本会は、次の各号を目的とします。

- （1）フィットネストレーニングに関して広い見地から研究を促進し、関連知識・情報の蓄積、普及につとめること。
- （2）BarreWRX のインストラクターを育成するための教育及び訓練を継続的に行うこと。
- （3）BarreWRX の知名度及びその理解を向上させること。

第4条 活動及び事業の種類

本会は、前条の目的を達成するため次の種類の活動及び事業を行います。

- （1）指導ライセンス認定・発行及びそれに伴う講習会の開催
- （2）研修会の開催
- （3）指導用教材の作成、普及
- （4）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- （5）文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条 会員資格の条件

入会希望者は、第3条の本会の目的に賛同し、本規約及び別途定める諸規則に同意の上、これらを遵守することを承諾した上で入会することを条件とします。また、次の全ての事項に該当し、かつ本会が入会を認めた場合にのみ入会するものとします。

- （1）会員としてふさわしい品位があり、社会的秩序を遵守できる方
- （2）本会の活動を継続する上で健康上・精神衛生上、支障のない方

第6条 会員種別及びその公認内容

本会の会員種別は、次に定める「正会員」一種とします。なお、本会は、必要に応じて会員種別を新設、変更又は廃止することができるものとします。正会員：本会の目的に賛同し、第13条に定めるライセンス（以下、「本会公認ライセンス」といいます）を保持するもの

第7条 入会方法・手続

入会希望者は、本会が認めた本会公認ライセンス認定のための講習会（以下、「ライセンス認定講習会」といいます）への参加申込時に本会への入会を申し込んだものとみなし、必要な単位の取得後、本会公認ライセンスの交付を受けた時点で入会するものとします。

第8条 会員資格の有効期間・更新

会員資格の有効期間・更新は、本会公認ライセンスの有効期間・更新の規定に従います。

第9条 会員資格の喪失

会員が次の事項に該当する場合には、その保持する本会公認ライセンスは無効となり、その会員資格を喪失します。

- （1）退会届を提出し、これを本会が受理したとき
- （2）本人が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき
- （3）半年以上会費を滞納したとき
- （4）除名されたとき

第10条 退会

会員は、別に定める退会届を本会に提出して、任意に退会することができます。この場合、本会に関して弊社に対する債務（未払いの会費、その他提出金品の返還義務など）があれば、これを直ちに完済しなければなりません。また、一度退会された方が再入会するには、再度ライセンス認定講習会に参加する必要があります。

第11条 会員の除名

会員が次の事項に該当すると本会が認める場合には、本会は当該会員を除名することができます。

- （1）本規約又は第24条に基づき別途定める諸規則に違反したとき
- （2）弊社、本会又は会員の信用・名誉を傷つけたとき
- （3）本会の目的に反する行為をしたとき
- （4）その他除名が相当であると本会が認めたとき

第12条 会費

会員は、必ず事務局が定める年会費を納入しなければなりません。初年度の年会費は、ライセンス認定講習会の受講費用に含まれるものとします。年会費は、会員資格の更新時に本会指定の銀行口座に入金することにより支払うものとします。

既納の会費は、法令の定めがある場合又は本会が認めた場合にのみ返還いたします。

第3章 ライセンス

第13条 ライセンスの認定・発行

本会により認められたライセンス（本会公認ライセンス）を有する方のみが本会公認の BarreWRX インストラクターと称し、かつ本会公認の BarreWRX インストラクターとして活動することができます。

本会は、本会公認ライセンスの認定のために、本会又は本会が認めた事業団体等がライセンス認定講習会を企画・開催致します。

ライセンス認定講習会におけるライセンスの認定業務については本会が公認したマスタートレーナー（実技認定員）のみが行うこととします。また、本会公認ライセンスの最終認定及び発行業務は、本会がこれを行います。

第14条 ライセンス認定講習会

ライセンス認定講習会の受講資格、カリキュラム及び料金は別途定めます。

第15条 ライセンスの有効期間と更新手続

本会公認ライセンスの有効期間は1年間とします。本会公認ライセンスの更新をするには、その有効期間内に、所定のライセンス継続教育単位を取得することが必要です。更新申請手続、継続教育単位の設定、取得及び換算については別途これを定めます。

第4章 ビデオ試験

第16条 データの提出

入会希望者は、本会が別途定める内容・方法により、ライセンス認定のためのビデオ試験の一環として、入会希望者のパフォーマンスを録画した動画データ（以下、「データ」といいます）を本会に提出するものとします。

第17条 禁止事項

1. 入会希望者は、以下に例示する内容のデータを本会に提出してはならないものとします。
 - （1）虚偽の情報を含むもの。
 - （2）第三者の著作権その他知的財産権、財産、プライバシー等の権利・利益を侵害するもの。
 - （3）第三者を誹謗中傷するもの。
 - （4）本規約その他本会が定める規則又は法令等に違反するもの。
2. 前項の規定に違反することにより入会希望者に生じた損失や損害、紛争について弊社は一切責任を負わないものとします。
3. 第1項の規定に違反することにより弊社が受けたクレーム、紛争等については、当該違反者が自らの責任・負担により対応するものとし、弊社に生じた損失や損害（弁護士費用等の対応に要する一切の費用を含みます。）については、当該違反者が負い、弊社が第三者に対して支払うなどして負担した場合には、当該違反者は弊社に対しかかる負担分を支払うものとします。

第18条 データの権利帰属及び利用範囲

1. データの著作権は、当該データを提出した入会希望者（以下、「データ提出者」といいます）に帰属するものとします。
2. データ提出者は、弊社に対し、本会に提出したデータにつき、ライセンス認定の評価の目的のために必要な範囲での利用態様（弊社又は弊社が指定する第三者による保存、閲覧等）にて無償で利用することを許諾するものとします。
3. 本会及び弊社は、提出されたデータを保存・保管する義務を負わず、理由の如何を問わずデータの消失あるいは削除について責任を負わないものとします。

第19条 通信料の負担

データの提出に必要なパケット通信料は、データ提出者の負担とします。

第5章 雑則

第20条 知的財産権

本会が開催する講習等での講義内容、配布資料、パンフレットその他の著作物の著作権等の一切の知的財産権は弊社に属します（第三者に属するものは除きます）。また、「BarreWRX」の名称使用（「BarreWRX」の名称の単独使用のみならず、かかる名称やロゴを含む商標、サイン等の表示等を広く含みます）については、事前に事務局に問い合わせる必要があり、本会に無断で使用することはできません。

第21条 本規約の改定

本会は必要に応じ本規約を改定することができ、改定後の本規約は、改定前に入会した会員を含む全会員に適用されるものとします。

第22条 会員に対する告知及び事務局への連絡方法

会員に対する告知は、事前に登録された会員のメールアドレスに宛てての電子メールの送付（第6章に規定するメールマガジンの送付を含みます）又は本会ホームページ上での掲示を通じてこれを行います。なお、かかる告知は、電子メールの発送時又は本会ホームページ上での掲示時点をもって会員に到達したものとします。

会員は、住所、電話番号、メールアドレス等、入会申込書に記載した事項について変更が生じた場合は速やかに事務局まで届け出るものとします。

第23条 Reebok ブランドの使用等

1. BarreWRX インストラクターは、本会がReebok 社からのサポートを受けていることを理解し、BarreWRX インストラクターとして活動するときは、Reebok ブランドの又はReebok 以外のブランドであることが外観から認識できないウェアを着用するよう努めるものとします。

2. 本会は、入会希望者に対し、別途案内するReebok 社のオンラインサービスであるReebok ONEに登録することを推奨します。ただし、本会及び弊社は、当該登録に関し一切の責任を負わないものとします。

第24条 諸規則

本会員規約に定めのない事項については、別途諸規則で本会が定めるものとします。

第6章 メールマガジンに関する特則

第25条 会員への配信

弊社が発行するメールマガジン（次条において定義します）を会員に配信します。

第26条 定義

本規約において「メールマガジン」とは、会員限定かつ無料で不定期に何らかの情報提供を目的として、弊社のサーバを通じて配信希望者に一斉配信される電子メールを指します。

第27条 読者登録

メールマガジンの配信希望者は、ライセンス認定講習会申込時にメールマガジン配信に同意し、弊社が登録処理をすることにより読者登録されるものとします。この場合、登録希望アドレスを参加コースの申込用紙に記載しなければなりません。万が一記入漏れがあった場合は、本会指定のメールアドレスへ自己のメールアドレス等必要な情報を送信することにより事後的に読者登録を申し込むことができます。メールマガジン配信制度開始前の読者登録希望者は、本会指定のメールアドレスへ自己のメールアドレス等必要な情報を送信することにより、あらかじめ読者登録を申し込むことができるものとします。

第28条 弊社による読者登録解除

弊社は、次の事項の一つを生じたときは、その判断によりメールマガジンに関する読者登録を解除できるものとします。

- (1) 登録されたメールアドレスの誤り若しくは廃止、又はメールボックスの溢れ等により、配信したメールマガジンが不達となったとき。
- (2) 登録読者（メールマガジンに読者登録された者をいいます）側のメールサーバの受信拒否又は受信障害等により、メールマガジン配信に著しい障害があったとき。
- (3) 登録読者が第30条に規定する禁止事項に該当する行為をしたとき。
- (4) メールマガジンが廃刊されたとき。
- (5) その他読者登録を継続することが不適当な事由があると弊社が判断したとき。
- (6) 登録読者が本会を退会・休会したとき。

第29条 メールマガジンの内容

登録読者がメールマガジンで得た情報を利用するときは、それによって生じるすべての結果の責任を登録読者が負うものとし、弊社及び本会は一切の責任を負いません。

第30条 禁止事項

読者登録希望者及び登録読者は、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 他人のメールアドレスを用いて読者登録を申し込むこと。
- (2) 不正に入手又は生成したメールアドレスを用いて読者登録を申し込むこと。
- (3) 他人の個人情報を得ることを目的として読者登録を申し込むこと。
- (4) 弊社のサーバに対して、不正アクセスを試みたり、意図的に不正な指令を与えたり、高負荷をかけたりする等、弊社のシステムに障害を発生させようとする事。
- (5) 弊社へ行った質問や意見に対する弊社からの返信内容について、弊社の事前の許可なくこれを公開すること。

第31条 システムの停止

弊社は、メールマガジン提供システムの保守・点検のため、メールマガジン配信サービスの一部又は全部を一時停止することがあります。この場合、弊社は、事前に登録読者に対して告知するものとします。ただし、緊急を要する保守・点検又は軽微な保守・点検の場合は、この限りではありません。

弊社は、メールマガジン提供システム又はそれに関する通信回線等の障害又は停電、騒乱、火災又は天災地変等の不可抗力によって、予告なくメールマガジン配信サービスの一部又は全部の提供を一時停止することがあります。

第32条 責任免除

弊社は、登録読者が受けた次の各号の損害について、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 弊社による読者登録解除又はメールマガジン提供システムの停止によって発生した損害。
- (2) メールマガジンから得た情報を利用したことによって発生した損害。
- (3) 弊社の責めによらない事由により、弊社からの連絡又は告知が登録読者へ伝わらなかったことによって発生した損害。
- (4) 理由のいかんにかかわらず、メールマガジンの不配、未配、遅配又は誤配によって発生した損害。

BarreWRX JAPAN

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-15-1-602

TEL03-6304-5751 FAX03-6304-5763

HP: <http://barrewrx.jp/> MAIL: info@barrewrx.jp